

○委託協定書 (令和元年8月30日改正)

北海道知事(以下「甲」という。)と日本赤十字社北海道支部(以下「乙」という。)との間に、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)に基づく救助又はその応援の実施に関し、次の条項により、協定を締結する。

第1条 甲は、法第16条の規定により、次に掲げる業務(以下「委託事項」という。)の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

一 避難所の設置

ア 生活環境の整備

イ こころのケア

二 医療

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術及びその他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

三 助産

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

四 死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く。以下同じ。)

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 検案

五 緊急に委託の範囲を拡げなければならない場合にあっては、直ちに書面等により委託事項を明確にしてそれを実施することができる。

第2条 乙は、甲の指示に基づき、救護班及び現地医療班等を編成して委託事項を行うものとする。

第3条 乙は、委託事項を次に掲げる区分により、当該各号に定める期間内に実施するものとする。

一 避難所の設置 災害発生の日から7日以内

二 医療 災害発生の日から14日以内

三 助産 分べんの日から7日以内

四 死体の処理 災害発生の日から10日以内

第4条 委託事項の実施に伴い乙が負担した費用については、その費用にあてる目的でなされた寄付金その他の収入を控除した額を甲が補償するものとする。ただし、乙自体の救助計画により、甲の指揮を受けずに活動した場合は、この限りでない。

2 寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際、特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備費補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金は含まないものとする。

第5条 前条の規定による補償は、次に掲げる費用の範囲内において行うものとする。

一 人件費(日本赤十字社規則による人件費)

ア 日本赤十字社の有給職員である救護員に対する旅費、時間外手当及び深夜手当

イ 日本赤十字社の有給職員でない救護員に対する旅費(招集旅費を除く。)及び実費弁償額

二 救助費

ア 避難所の設置

(ア) 生活環境の整備

生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費

(イ) こころのケア

こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費

イ 医療及び助産

医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費

ウ 死体の処理

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）に定める基準額

(イ) 検案

検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費

エ その他必要な事項

(ア) 救護所設置のために使用した救護器材、消耗器材の必要最小限度の実費及び建物等の借上料又は損料の実費

(イ) (ア)のほか、委託事項の実施のために要した費用の実費

三 輸送費

委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費

四 賃金職員等雇上費

委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費

五 扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときにおいて、その者又はその者の遺族に対し日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第32条の規定によって支給した扶助金の額

六 事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の必要最小限度の実費

第6条 乙は、委託事項の実施の終了後、法第16条の規定により、乙が支弁した費用につき、「災害救助法第19条の規定による補償請求書」に、その支弁した費用に係る証拠書類、救護班等の派遣状況、活動状況を明らかにした書類を添え、甲に補償の請求をするものとする。この場合において、支弁した費用に係る証拠書類等については、その写しを添付することとし、正本は乙が保管するものとする。

第7条 前各号に定めるもののほか、委託事項の実施のために使用した費用については、甲乙協議して定めるものとする。

第8条 この協定の存続期間は、この協定を締結した日の属する会計年度の終了する日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1月前までに甲又は乙から何らかの申出のない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定と同一の内容により協定を更新したものとみなす。以後においてもまた同様とする。

第9条 北海道知事と日本赤十字社北海道支部長との間に締結した災害救助法に基づく委託協定（昭和36年9月1日）は、この協定を締結した日から消滅するものとする。

右協定を証するため本書を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和元年8月30日

甲 北海道知事 鈴木直道



乙 札幌市中央区北1条西5丁目
日本赤十字社北海道支部
支部長 伊藤義郎



災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、北海道(以下「甲」という。)と社団法人北海道医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要したもの

(市町村及び郡市医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う医療救護活動が、本協定に準じ、郡市医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

昭和62年12月22日

甲 北海道 北海道知事
乙 社団法人北海道医師会 会長

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、北海道(以下「甲」という。)と社団法人北海道歯科医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導
- (4) 検死、検案に際しての法医学上の協力

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(市町村及び郡市区歯科医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年4月14日

甲 北海道 北海道知事
乙 社団法人北海道歯科医師会 会長

※各社同様の内容で締結

委 託 契 約 書

北海道（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、災害時医薬品備蓄供給業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理の方法）

第 2 条 乙は、別紙災害時医薬品備蓄供給業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 3 1 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第 4 条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）を乙に支払うものとする。

第 5 条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第 7 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第 8 条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者）

第 9 条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者の変更請求等）

第 10 条 甲は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(報告義務)

第11条 乙は、委託業務の処理に関し事故が生じた場合、直ちに、甲に報告し、その措置につき甲と協議しなければならない。

(業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(調査等)

第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(実績報告等)

第14条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された実績報告書について、その提出の日から起算して10日以内に検査し、その結果を乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、前条2項の規定による通知を受けたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、北海道会計管理者勤務の場所とする。

(履行遅滞)

第16条 甲は、その責めに帰すべき理由により前条第2項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(検査の遅延)

第17条 甲が、その責めに帰すべき理由により第14条第2項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第15条2項の期間が（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条の規定を適用するものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (3) 第20条第1項各号に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

- 1 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

第18条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に関連する相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が(1)から(5)までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第18条の3 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合におい

て、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の一部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。）。
- (7) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第19条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、第18条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる

- (1) 第12条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 第12条第1項の規定による委託業務の一時中止の期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えることとなるとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が、契約に違反し、その違反により委託業務の処理が不可能となったとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第21条の 2 乙は、この契約に関して、第18条の 2 各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前 2 項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第22条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第23条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北 海 道
北海道知事 高 橋 はるみ 印

住 所
乙 氏 名 印

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師で組織する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲又は市町村が設置する医薬品等の集積場所及び避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 救護所等における傷病者等に対する調剤・服薬指導

(2) 医薬品等の集積場所及び救護所等における医薬品等の管理

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第7条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（市町村及び郡市区薬剤師会等との調整）

第9条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村の行う医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区薬剤師会等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区薬剤師会等に対し、必要な調整を行うものとする。

（細 目）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年2月8日

甲 北海道 北海道知事

乙 社団法人北海道薬剤師会 会長

北海道DMATの派遣に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と（北海道DMAT指定医療機関名）（以下「乙」という。）とは、大規模災害時等における北海道DMATの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の急性期等において、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等を災害現場へ派遣し、迅速な応急処置等を行うことにより、被災者の救命等を図ることを目的とする。

（派遣要請）

第2条 甲は、北海道DMAT設置運営要綱に基づき、救命活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、北海道DMAT（以下「DMAT」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMATを派遣させるものとする。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡がとれない等の緊急かつやむを得ない事態が発生した場合は、速やかにその被災状況について情報収集を行い、その情報により派遣させる必要があると認められたときは、乙の判断によりDMATを派遣することができるものとする。

4 乙は、前項の規定によりDMATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が派遣したDMATの派遣は、甲の要請に基づくものとみなす。

（派遣先）

第3条 乙が派遣するDMATは、道内において救命活動を行うことを原則とする。ただし、甲から災害時における応援協定等を締結している都府県に対する派遣要請があった場合には、乙は、DMATを派遣するものとする。

（DMATの業務）

第4条 乙が派遣するDMATは、災害現場等において救命活動を行うものとする。

2 DMATの業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場におけるトリアージ、応急処置、医療等
- (2) 災害現場におけるメディカルコントロール
- (3) 災害現場での医療情報の収集と伝達
- (4) 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- (5) その他災害現場での救命活動に必要な措置

（指揮命令）

第5条 乙が派遣するDMATに対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣するDMATの隊員は、派遣元である乙の職員として救命活動に従事する。

(移動手段)

第7条 乙が派遣するDMATの移動手段については、原則として乙が確保するものとする。ただし、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、甲の所有するヘリコプター等により行う。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、災害時における救命活動が円滑に行えるよう、災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握する。

(資機材)

第9条 乙が派遣するDMATが使用する資機材については、原則として乙が確保の上、保管するものとする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが救命活動に従事した場合における次の経費は、災害救助法に基づき、甲が負担するものとする。

- (1) DMATが使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
- (2) DMATが医療救護活動において負傷し、傷病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (3) DMATの派遣に係る隊員の日当、旅費等
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めたもの

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 (年) 月 日

甲 北海道
北海道知事 鈴木 直道

乙 (北海道DMAT指定医療機関・管理者名)

※ 北海道D M A T指定医療機関は次のとおり。管理者については省略。

- 1 札幌医科大学附属病院
- 2 市立函館病院
- 3 北海道立江差病院
- 4 八雲総合病院
- 5 市立札幌病院
- 6 北海道大学病院
- 7 独立行政法人国立病院機構北海道医療センター
- 8 手稲溪仁会病院
- 9 市立小樽病院
- 10 J A北海道厚生連倶知安厚生病院
- 11 岩見沢市立総合病院
- 12 砂川市立病院
- 13 深川市立病院
- 14 日鋼記念病院
- 15 市立室蘭総合病院
- 16 社会医療法人製鉄記念室蘭病院
- 17 総合病院伊達赤十字病院
- 18 王子総合病院
- 19 苫小牧市立病院
- 20 総合病院浦河赤十字病院
- 21 旭川赤十字病院
- 22 旭川医科大学病院
- 23 名寄市立総合病院
- 24 社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院
- 25 留萌市立病院
- 26 市立稚内病院
- 27 北見赤十字病院
- 28 J A北海道厚生連網走厚生病院
- 29 広域紋別病院
- 30 J A北海道厚生連遠軽厚生病院
- 31 J A北海道厚生連帯広厚生病院
- 32 市立釧路総合病院
- 33 市立根室病院
- 34 町立中標津病院
- 35 札幌東徳洲会病院
- 36 函館五稜郭病院
- 37 釧路赤十字病院

北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、「北海道災害派遣ケアチーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）」の規定に基づき、大規模災害時等における「北海道災害派遣ケアチーム」（以下「ケアチーム」という。）の派遣調整及び「統括責任者」の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時等において、ケアチームを福祉避難所等へ派遣し、要援護者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行うことを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、設置運営要綱に基づき、福祉的相談活動等を行う必要が生じた場合は、乙に対し派遣者の選定及びケアチームの統括責任者の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、ケアチーム派遣元施設運営法人と調整を行い、派遣を行う施設及び派遣する者を選定し、甲へ報告するとともに統括責任者を派遣するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から報告を受けた場合は、選定された施設等の所属するケアチーム派遣元施設運営法人へ派遣を要請するものとする。

（派遣先）

第3条 ケアチームは、北海道内において福祉的相談活動等を行うことを原則とする。

ただし、甲から災害時における応援協定を締結している都府県に対する派遣要請があった場合には、派遣要請元の都府県に派遣するものとする。

（派遣先での業務）

第4条 乙が派遣する統括責任者は、各チームの責任者や災害対策本部等と連携し、北海道災害派遣ケアチームが行う福祉的相談活動等の全体を統括するものとする。

（身分）

第5条 乙が派遣する者は、乙の職員として、業務に従事するものとする。

（移動手段）

第6条 乙が派遣する者の移動手段については、原則として、乙が確保するものとする。

ただし、道路の損壊などにより、移動が困難な場合、又は、緊急を要する場合は、この限りでない。

(費用弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣したケアチームの派遣費等については、災害救助法の規定に基づく災害救助費として支出可能な費目において、甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙何れからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降、同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 9 月 5 日

甲 北 海 道
北海道知事

乙 社会福祉法人
北海道社会福祉協議会
会 長

災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会北海道地域本部（以下「乙」という。）は、災害時における医療用ガス等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、北海道地域防災計画に基づき災害時における医療用ガス等の安定供給を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、医療用ガス等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ第3条に規定する医療用ガス等の供給体制を整備する。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医療用ガス等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する医療用ガス等の範囲は次のとおりとする。

- （1）医療用酸素
- （2）在宅酸素療法関連供給機器
- （3）その他甲が指定する医療用ガス

（供給要請の方法）

第4条 前条に掲げる甲の医療用ガス等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない理由により、前条による手続きがとれないときは、甲は乙の加入会員に対し、直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の加入会員は、甲の要請を受け、加入会員に対し、要請された数量の確保に最大限努めるものとする。

（医療用ガス等の受取り）

第6条 医療用ガス等の受取り場所については、甲が乙と事前に協議するものとし、甲の職員又は甲が指定する者が受け取るものとする。

（搬送体制）

第7条 医療用ガス等の搬送は、乙が行うこととする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第8条 供給した医療用ガス等の代価については、医療用ガス等の供給を受けた者が、災害発生直前の適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(災害訓練)

第9条 甲が指定する、北海道防災総合訓練とDMAT訓練に乙は加入会員とともに参加し、災害対策の訓練を講じることとする。

(災害補償)

第10条 甲は、第1条による供給要請に基づき、医療用ガス等の輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、次に掲げる場合を除き、医療機器等の輸送に従事した者の損害賠償に関する条例（「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日条例第56号）」に定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは輸送に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合
- (4) 他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期限満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌月から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、実施細目に定めるもののほか必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年9月29日

甲 北海道
北海道知事

鈴木直道



乙 一般社団法人日本産業・医療ガス協会
北海道地域本部
本部長

小笠原司



災害時における医療用ガス等の提供の協力に関する協定実施細目

北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会北海道地域本部（以下「乙」という。）は、災害時における医療用ガス等の確保を図るため、次のとおり医療用ガス等の提供の協力に関する協定（以下「協定」という。）実施細目を締結する。

（趣旨等）

第1条 この実施細目は、協定第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きとその他事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 協定第1条の規定に基づき甲が行う第3条医療用ガス等の範囲の要請は、次に掲げる事項を口頭・電話・メール・ファクシミリ等の方法で行うものとし、事後、資14別紙様式6-2により乙に提出するものとする。

- （1）要請を行った供給先の名称・所在地・担当者・電話・FAX
- （2）要請する医療用ガス等の範囲の品目・規格・数量等
- （3）履行の期日
- （4）その他必要事項

2 前項の要請は、医務薬務課長または地域保健課長が行う。

（加入会員名簿等）

第3条 乙は、協定第5条の規定に基づく甲が行う乙の加入会員（以下「会員」という。）に対する要請のため、事前に医療用ガス等の輸送・充填に関する会員の連絡体制等を記載した名簿等を甲に届け出ることとする。また、その名簿等に変更が生じた場合も同様とする。

（要請事項の措置等）

第4条 乙は、協定第2条の措置に当たって、要請品目に欠品または不足が生じる場合は、同種・同効の品目で代用することができる。

2 乙は、協定第2条の措置状況の連絡に当たっては、次に掲げる事項を速やかに口頭・電話・メール・ファクシミリ等の方法で行うものとし、事後、資15別紙様式6-3により甲に提出するものとする。

- （1）供給先
- （2）供給した医療用ガス等の範囲の品目・規格・数量等
- （3）供給年月日
- （4）供給を行った会員名称・所在地
- （5）その他必要な事項

3 乙は、被災による損壊や交通の途絶等、不測の事態により医療用ガス等の確保、供給が困難な場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(搬送等)

第5条 乙は、協定第3条の医療用ガス等の範囲の資材を供給するにあたり、協定第7条搬送体制は緊急通行車両等事前届出済証の措置を講じるものとする。また更新が必要な場合は速やかに手続きを行うものとする。

2 甲は、乙に要請する医療用ガス等の範囲を輸送する車両が、ガソリン・軽油が十分に得られない場合は、緊急通行車両事前届出済車両への優先給油の取扱いを、受けられる措置を講じるものとする。

(費用弁償等)

第6条 協定第8条の規定に基づき、会員が甲に納入する第3条医療用ガス等の範囲の価格は、運賃と医療用ガス等の範囲の価格含めた災害発生時後の適正な価格とする。

2 会員は、供給要請に伴い納入が完了した場合は、甲に必要な書類を提出し、当該費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(安否確認要請手続き)

第7条 協定第3条(3)の規定に基づき甲が乙に在宅酸素療法の関連供給機器のみを使用する患者と人工呼吸器と併用する患者に対する安否確認の依頼を行う要請事項は、次に掲げる事項を口頭・電話・メール・ファクシミリ等の方法で行うものとする。

(1) 地震震度5弱以上で停電が発生している場合被災状況の確認

(2) 地震震度5強以上で停電の有無にかかわらず被災状況の確認

(3) 気象災害警戒レベル3で停電の発生又は避難指示の発令された場合被災状況の確認

(4) 気象災害警戒レベル4が発令された場合被災状況の確認

(5) その他不測の事態により大規模又は長時間にわたる停電が発生している場合の安否状況の確認

2 前項の要請は、地域保健課長が行う。

(安否確認措置事項等)

第8条 甲は、前項の要請に対しやむを得ない理由により、手続きが乙にとれないときは、甲は乙の在宅酸素療法に関する会員に対し、直接、安否確認要請ができるものとする。この場合は、甲は安否確認要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙は、前項の安否確認について被災状況を速やかに甲に報告するものとする。

附 則

この細目は、令和5年9月29日から効力を生じるものとする。

災害時の看護職医療救護活動に関する協定書

災害時における看護職医療救護活動の万全を期するため、北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道看護協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う看護職医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（看護職医療救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき看護職医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し看護職で組織する救護班（以下「看護職班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに看護職班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を行うため、災害医療救護活動計画を策定し、これを用い提出するものとする。

（看護職班の業務）

第4条 看護職班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所において看護職医療救護活動を行うことを原則とする。

2 看護職班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理
- (2) 避難所等における軽易な傷病者等に対する看護

（看護職班に対する指揮命令等）

第5条 看護職班に対する指揮命令及び看護職医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、看護職班の輸送、通信の確保等、看護職医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が看護職医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護職班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 看護職班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 看護職班員が看護職医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡の場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要したもの

(市町村及び看護協会支部等との調整)

- 第8条 甲は、災害対策基本法(昭和63年法律第223号)に基づき市町村の行う看護職医療救護活動が、本協定に準じ看護協会支部等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による市町村の看護職医療救護活動が円滑に実施されるよう、看護協会支部等に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

- 第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月28日

甲 北海道
北海道知事

乙 社団法人北海道看護協会
会長

災害時における医薬品等の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道医薬品卸売業協会（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品及び衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、医薬品等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（供給要請の方法）

第3条 甲が乙に供給要請するにあたっては、文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 やむを得ない理由により、前条による手続きがとれないときは、甲は乙の加入会員に対し、直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲から要請を受けた数量の医薬品等の確保に最大限努めるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、第1条による供給要請を行った場合、乙に対して速やかに被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（医薬品等の引渡し）

第6条 医薬品等の受取り場所については、甲が乙と事前に協議するものとし、当該場所において、甲の職員又は甲が指定する者が、品目及び数量を確認した上、受け取るものとする。

第7条 医薬品等の搬送は乙が行うこととする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講ずることとする。

（医薬品等の価格）

第8条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（代金の支払）

第9条 医薬品等の代金については、医薬品等の供給を受けた者が、供給業者に支払うものとする。

(災害補償)

第 10 条 甲は、第 1 条による供給要請に基づき、医薬品等の輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、次に掲げる場合を除き、医薬品等の輸送に従事した者の損害賠償に関する条例（「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和 38 年 12 月 25 日条例第 56 号）」）に定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは輸送に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合
- (4) 他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らの意志表示もないときは、有効期間満了の日の翌月から起算して 1 年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 29 日

甲 北海道
北海道知事

乙 北海道医薬品卸売業協会

会長

災害時における医療機器等の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害時における医療機器及び医療材料（以下「医療機器等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害時における医療機器等の安定供給を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、医療機器等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（供給要請の方法）

第3条 甲が乙に供給要請するにあたっては、文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 やむを得ない理由により、前条による手続きがとれないときは、甲は乙の加入会員に対し、直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲の要請を受けた数量の医療機器等の確保に最大限努めるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、第1条による供給要請を行った場合、乙に対して速やかに被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（医療機器等の引渡し）

第6条 医療機器等の受取り場所については、甲が乙と事前に協議するものとし、当該場所において、甲の職員又は甲が指定する者が、品目及び数量を確認した上、受け取るものとする。

第7条 医療機器等の搬送は乙が行うこととする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講ずることとする。

（医療機器等の価格）

第8条 医療機器等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（代金の支払）

第9条 医療機器等の代金については、医療機器等の供給を受けた者が、供給業者に支払うものとする。

(災害補償)

第 10 条 甲は、第 1 条による供給要請に基づき、医療機器等の輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、次に掲げる場合を除き、医療機器等の輸送に従事した者の損害賠償に関する条例（「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和 38 年 12 月 25 日条例第 56 号）」）に定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは輸送に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合
- (4) 他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らの意志表示もないときは、有効期間満了の日の翌月から起算して 1 年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

甲 北 海 道
北海道知事

乙 北海道医療機器販売業協会

会 長

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、災害時における柔道整復師の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき、柔道整復師による医療救護活動を実施する必要がある場合には、乙に対し柔道整復救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに柔道整復救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（柔道整復救護班の業務）

第4条 柔道整復救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 柔道整復救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する柔道整復（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の施術
- (2) 被災者に対する柔道整復の施術に用いる衛生材料等の提供

（柔道整復救護班に対する指揮命令等）

第5条 柔道整復救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（衛生材料等の補給等）

第6条 甲は、衛生材料等の補給、柔道整復救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（施術料）

第7条 第4条第1項に規定する救護所における被災者に対する施術料は無料とする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 柔道整復救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 柔道整復救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(損害補償等)

第9条 乙は、第3条に定める災害医療救護計画に基づき救護所等に派遣する柔道整復救護班員について、傷害保険に加入するものとする。

2 乙が派遣した柔道整復救護班員が、救護活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、前項の規定により乙が加入する傷害保険により補償するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、その協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年5月16日

甲 北海道
北海道知事

乙 公益社団法人北海道柔道整復師会

会長